

2009年3月25日

甲良町議会議長 山田壽一様

甲良町議会議員 西澤伸明

## 「今後尼子駅前の土地問題は受け付けない」の撤回を求める要請書

去る19日の本会議開会冒頭に表明された「議長見解」は町長の議事運営に対する干渉を受け入れないとされた部分を評価するものです。同時にその一部に議会での言論の自由と議員の質問権を不当に制限する重大な内容が含まれていましたので、当日、私は発言を求め容認できない旨を表明しましたが、改めて申し入れ致します。

「議長見解」の中で、「今後尼子駅前の土地問題は議長として受け付けない」考えであることを表明されました。その根拠として、当時の議会に設置された「調査特別委員会」で「疑惑なし」の結論が出されたことをあげられました。

これは次の理由で容認できません。

- 1、私は本申し入れで「疑惑ナシか否か」を論議するつもりはありません。地方自治法によって、議会で禁止されている言論は極めて限定されています。地方自治法132条で、「品位の保持」として「議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と明記されています。その「品位の保持」の実効性を担保するために地方自治法と甲良町議会規則には議員に対する「懲罰」規定が設けられています。

つまり、議会の論議に当たって議長が「疑惑が晴れたか、否か」「結論がついたか否か」の判定をしてはならないのです。主張・政策の違いによって発言権・質問権を誰であれ侵してはならない。これが「言論の府」としての議会の真理です。

- 2、上記と関連し、一般質問の趣旨は行政の監視役としての議会の役割から、行政全般にわたり、さらに長の政治姿勢そのものを質することができるもので、広い角度で論議ができる仕組みが導入されています。地方自治法132条を侵さない範囲で、質問内容は議長の「整理権」が及ばないものと考えられます。そして質問内容の評価は有権者が判断すべきものです。
- 3、議長が述べられた「調査特別委員会」は、証拠や証人に強制力のある地方自治法100条に基づく、いわゆる「百条委員会」ではないことです。その委員会での「調査」にも「結論」にも限界があり、法的拘束力はありません。「百条委員会」は証人に偽証があれば刑事告発できる権限を持ち、不正事件などの真相解明に大変有効な役割を果たします。

当時の「調査特別委員会」が充分だったかが問題なのではなく、当時の特別委員会が「百条委員会」ではなかったというのが重い事実なのです。

繰り返しますが、議員の発言・質問には有権者から負託を受けた重みがあります。品位を傷付け、他人のプライバシーを侵害する発言・質問が明文によって禁止されているのであり、「言論の府」という趣旨を最大限引き出すことこそ、議長が述べられている「不偏不党、公平無私の議会運営」ではないでしょうか。

よって、「今後尼子駅前の土地問題は議長として受け付けない」ことは容認できず、撤回されることを申し入れます。